

建設工事競争入札参加資格審査申請要領  
【令和8年度・令和9年度】

若狭消防組合

## 1 入札参加資格の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、競争入札に参加することができません。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号第3条第1項）に基づく許可を受けていない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった場合
- (4) 建設工事競争入札参加資格審査申請書およびその添付書類に虚偽の事項を記載した者
- (5) 申請書提出日において市税等を滞納している者
- (6) 申請書提出日の属する年の前年に営業の実績がない者

## 2 受付期間

令和8年1月13日（火）から3月13日（金）まで（土曜日、日曜日および祝祭日は除く。）

ただし、当組合が特に必要と認める場合は、上記受付期間外でも受付をする場合があります。

- (1) 持参の場合

受付時間 9時から12時までおよび13時から17時まで

- (2) 郵送・宅配便の場合

令和8年3月13日（金）に必着

\*受付期限内に不備・不足等の書類が揃わない場合は、資格者として登録できないことがありますので早めに提出してください。

## 3 有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

## 4 受付場所（問合せ先）

〒917-0078

福井県小浜市大手町7番8号 若狭消防組合消防本部 総務課

電話 0770-53-5212

FAX 0770-52-4141

E-mail soumu@wakasa-fd.jp

## 5 提出書類および注意事項

- (1) 提出書類、添付書類一覧表を参考に提出してください。
- (2) 提出書類はA4判サイズ（原本での提出書類は除く。）で1部とします。
- (3) 県内業者、県外業者の区分は、契約行為をしようとする支店等（営業所等）の所在地を基準にしてください。
- (4) 記載事項が1枚で収まらない場合は、同一の様式で延長してください。
- (5) 提出書類に虚偽の記載または重要な事項、事実を記載しなかった場合等は資格の登録はできません。また資格登録後その事実が判明した場合は資格の取消しを行うことがあります。
- (6) 地方自治法、関係諸法令等を確認遵守のうえ提出してください。
- (7) 証明書等の発行に際し、代理人が請求した場合に委任状が必要となる場合がありますので注意してください。

提出書類・添付書類一覧表

提出書類・添付書類	注意事項
申請書綴方法	1 申請書類は、下記番号順に長辺の左側に穴を開け、ひもとじしてください。
①建設工事競争入札 参加資格審査申請書 (様式第1号)	1 委任の有無にかかわらず申請は本社代表者・実印 2 許可を受けている建設業と許可年月日・登録を希望する工事の種別を記入（競争入札に参加できる範囲は登録された業種に限られます。） 3 とび・土工・コンクリート工事については「法面処理工事」、「交通安全施設工事」、「とび・土工・コンクリート工事」の3つに区分します。 4 登録内容の照会先、委任する場合は委任先を記入
②誓約書（様式第2号）	委任の有無にかかわらず本社代表者・実印で作成
③委任状	支店等（営業所等）に契約行為・請求行為等の権限を委任する場合は作成 1 委任者は本社代表者 2 委任の期間は当該年度の翌年度および翌々年度の2ヵ年 3 受任者印は、使用印鑑届の使用印と同じ印
④使用印鑑届 (様式第3号)	1 法人の場合、申請は本社代表者・実印 使用印欄に入札・契約等に使用する印を押印（委任をする場合は、支店等の代表者印） 2 個人の場合、申請者住所、氏名を記入し、実印を押

	<p>印</p> <p>使用印欄に入札・契約等に使用する印を押印</p>
⑤印鑑証明書	<p>1 コピー可（申請日より3ヵ月以内に発行のもの）</p> <p>2 印影を拡大・縮小したコピーは不可</p>
(法人)	現在事項全部証明書
⑥商業登記簿謄本	コピー可（申請日より3ヵ月以内に発行のもの）
(個人)	<p>1 本籍地市町村で発行</p> <p>2 コピー可（申請日より3ヵ月以内に発行のもの）</p>
⑦身元証明書	
⑧許可書等	<p>1 建設業許可通知書（コピー可）</p> <p>2 委任する場合は、登録する支店等の許可または登録業種記載部分（営業所一覧等）を提出（コピー可）</p> <p>3 電気工事を申請するものは、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項に基づき電気工事業を開始した旨の届出をしたことを証する書類（届出受理書の写し）の提出</p>
⑨経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	<p>最新のもの（コピー可）</p> <p>原則、新経審の結果通知書での受付とします。</p>
⑩建設業退職金共済組合加入証明書	<p>1 建設業退職金共済組合・中小企業退職金共済組合・特定退職金共済団体等の加入証明書（コピー可）</p> <p>2 ⑨経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で「建設業退職金共済制度加入の有無」が「有」となっている場合には、書類提出を省略することができます。</p>
⑪工事経歴書 (様式第4号)	<p>1 様式下欄の要領により登録する業種ごとに作成</p> <p>2 独自様式可</p>
⑫常勤技術者調べ (様式第5号)	<p>1 委任する場合は、登録する支店等の技術者を記入</p> <p>2 独自様式可</p>
⑬納税証明書	<p>1 法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 法人にかかる国税（様式その3の3）</li> <li><input type="checkbox"/> " 県税</li> <li><input type="checkbox"/> " 市町村税（東京都の場合は都税）</li> </ul> <p>すべての税について滞納のない旨の証明</p> <p>2 個人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 代表者にかかる国税（様式その3の2）</li> <li><input type="checkbox"/> " 県税</li> <li><input type="checkbox"/> " 市町村税</li> </ul> <p>すべての税について滞納のない旨の証明</p>

	3 委任する場合、本社と委任先両方の証明書を添付 4 コピー可（申請日より3ヶ月以内に発行のもの）
--	--

以下については、ひもとじしないでください。

⑭登録帳票	1 申請書記載の内容と相違のないよう注意すること 2 支店等で登録する場合 2枚目の本社登録の欄に本社住所等を記入
⑮封筒（受付通知・訂正、不足書類等連絡用）	1 持参の場合は不要 2 返信先の郵便番号、住所、氏名を記入し、110円切手を貼付
⑯封筒（審査結果通知用）	1 持参・郵送どちらで提出する場合でも必要（郵送の場合、封筒は⑮⑯の2通必要） 2 返信先の郵便番号、住所、氏名を記入し、110円切手を貼付
⑰受付通知表	1 商号または名称を記入 2 申請書類を提出する前に書類がそろっているかチェックしてください。

※コンサルタント等や物品等もあわせて申請される場合、受付通知等はまとめて送付しますので⑮⑯の封筒は1社で1通としてください。（それぞれに添付していただく必要はありません。）

## 6 申請書等入手方法

申請要領、提出書類等は、ホームページにおいて掲載するほか若狭消防組合消防本部で配布しています。郵送による配布はいたしません。

若狭消防組合ホームページ（<https://www.wakasa-fd.jp>）

## 7 提出方法

### （1）提出書類を持参する場合

申請者または提出書類の内容を説明できる方が持参してください。提出書類を確認後、受付通知表をお渡しします。

### （2）郵送・宅配便により提出する場合

①封筒に「**資格審査申請書（建設工事）**」と朱書きのうえ、書留郵便等配達記録が残るものとしてください。

なお、提出書類を確認後、受付通知表を返送します。

②**令和8年3月13日（金）必着**

## 8 その他

- (1) 受付通知表を確認し、**提出書類の不備・不足等がある場合は、受付期間内(原則)に所要の補正をしてください。**書類が整っていない場合、競争入札参加資格者としての登録ができません。
- (2) 審査結果については書類審査後、各申請者宛に通知します。
- (3) 有効期間中に申請の内容等に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。
- (4) 有効期間中に、納期限の到来している税の滞納がある場合は、資格取得後であっても資格を喪失する場合があります。
- (5) この要領に定めのない事項（様式、参加資格、届出等）については、小浜市財務規則および同規則の規定に基づく、建設工事等の請負契約にかかる競争入札参加者の資格等に関する規程を準用します。